

## 令和 6 年度全国公共図書館協議会

## 第 2 回 理事会記録

- 1 日時 令和 7 年 1 月 28 日（火） 午後 1 時から午後 2 時 25 分まで
- 2 場所 東京都立中央図書館（オンライン開催）
- 3 出席者 理事 26 名（うち委任状 1）、客員理事 1 名、監事 1 名
- 4 議題
  - I 協議事項
    - (1) 令和 7 年度全国公共図書館協議会事業計画（案）
    - (2) 県立長野図書館からの提案事項について
  - II 報告事項
    - (1) 令和 6 年度全国公共図書館協議会調査研究事業について
    - (2) 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会等の進捗状況について
    - (3) 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向
    - (4) 全国公共図書館協議会の予備費について
  - III その他
    - (1) 令和 7 年度全国公共図書館協議会研究集会（講演会）について
    - (2) 図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケートの実施について

## 5 記録

協議事項（1）について、提案どおり承認された。

協議事項（2）について、提案館の県立長野図書館の森様から説明があり、以下のご質問・ご意見等があった。質疑応答ののち、全国公共図書館協議会規約第 5 条「（4）その他目的を達成するために必要な事項」として位置づけ、提案事項の研修講師に関する費用負担について、令和 7 年度予算から支出することとし、費用を支出するために、主催団体のうちのひとつとなることについて、賛成 16 票（委任 1 票含む）の賛成多数で承認された。本件については、令和 7 年度の試行実施のために、令和 6 年度末までに書面での臨時総会の開催を行い、令和 7 年度予算から支出すること及び費用支出のために主催団体のひとつとなることについて協議予定である。

上記のほか、「その他」（1）及び（2）について、別紙のとおり意見をいただいた。

## 協議事項（2）質疑応答・意見等

<静岡県立中央図書館・高橋様>

図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）に全公図の委員として出席している。「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下、「基準」という。）が制定されてから 12 年経つ。最近報道でも不読率や書店数の減少に関する話などが出てきており、「基準」の見直しのための有識者会議が行われているというのは、図書

館界において千載一遇のチャンスと考える。このタイミングで全国の図書館の方が研修を行い、出てきた意見を有識者会議の場で示してもいいし、その情報を使えばより効果的な改定ができるのではないか。

また、都道府県だけでなく、市町村の方も対象ということで、国、都道府県、市町村の流れの全体像が見える方が増えるということは非常に意味がある。そういう意味では、このような都道府県向けの研修は、国立国会図書館や文科省が主導で行っていただければありがたいが、急にそんなことを言ってもできないだろうし、先ほど言ったように千載一遇のチャンスの年でもあるので、今回研修を行うことは非常に大切だと考える。

ただし、恒久的に実施する場合、いつか自分の自治体で行うのか、経費の負担はどうなるのかといった話が出てくる。今回はテストケースということで、来年度も予算があるということであれば、実績を作っておくのは、将来の図書館界に向けて意味のあることだと考える。

#### <大阪府立中央図書館・大庭様>

対象が都道府県のみから市町村にも拡大したのは大きな改善だと思う。

ただ、今回の事前調査が都道府県のみを対象としたアンケートであり、その結果を根拠とした提案というのは少しやり方に問題があるのではないか。

また、今回の研修内容がふさわしいと言えるのか疑問を感じている。各自治体で国に対して要望や提言をまとめていくことはよくあることと思うが、そのようなことを研修内容の中で考えていくというのは違うのではないか。団体として意見を出すのであれば、事務局で出すべき意見を集約し、まとめることが必要だと考える。2年前に実施したアンケートでは研修内容について他の案もあったかと思うが、そちらで示されていた内容の方が研修内容にふさわしいのではないか。

市町村支援につながるからということのを都道府県側に属する立場の者が主張するというロジックも無理があると思う。市区町村側の意向や希望も踏まえる必要があるのではないか。全公図は大多数が市町村立図書館で構成されており、我々はすべての図書館のための団体であるべきと考える。

#### <秋田県立図書館・伊藤様>

研修と、「基準」について議論していく場は別なのではないかという懸念を持っていた。研修の理念については賛同する立場で、今回の説明で修正いただいた箇所によって懸念部分も解消される部分もあるかと思う。

ただし、主催として実施し、運営は長期的には外部委託を考えているとのことだったが、全公図事務局の負担はどうなのか。予算についても、令和7年度に確実な裏付けがあって運営できるのかといった問題はある。そうしたところを詰めていくことができれば賛同する。

#### <鹿児島県立図書館・東條様>

前日までにいただいた資料をもとにお話しすると、都道府県立図書館が担う役割と一緒に勉強する機会が必要だと考えており、研修自体はよい提案だと思う。

そうした中で、ワークショップ等で「基準」の改定案の作成を課題とし発表することになっているが、「基準」は市町村立図書館も対象としている。全国の図書館サービスの中核を担うのは市町村立図書館であり、来館者数や貸出冊数も都道府県立図書館を上回っていると思う。「基準」について勉強していく場合、全公図としては対等であり、一緒に勉強していくべき課題と考える。

また、研修のワークショップにおける参加者のまとめが、「基準」改定に向けた提言という

形で独り歩きしてしまう懸念がある。以上から、全公図としてこの研修を実施することについては消極的である。

<茨城県立図書館・小田部様>

事務局の方で予算的な裏付けは本当に出せるのか。何年分費用を出せるのかという実際の数値が全然ない中で議論が進んでいる。資料6は確認したが、来年度予算で費用を出せるのかといった数値がないと判断できない。次回理事会では数値を出す形でお願いしたい。

また、試行的に行うということであれば、主催で実施するということが本当に正しいかという議論をしたほうがよいのではないかと。主催にならなくとも、研修には補助金や何らかの支出として全公図から支出できると思う。全公図の規約第五条(4)「その他目的を達成するために必要な事項」であれば、主催である必要はないと考える。予算的に予備があるということで、今回は予算から一時的に支出することも可能ではないか。主催となるとハードルが高くなり、実際に研修をずっと続けていくのかという議論になってしまうので、試行の段階であれば、側面から支えるというスタンスの方が良いのではないかと。

<事務局補足>

令和7年度の支出については、令和6年度の繰越金から支出することができる。今回の協議事項についても、令和7年度の支出に限定しているものと理解しており、令和8年度以降の支出については別途協議が必要である。

また、主催について、支出をするためには後援では行えず、共催または主催の一つになる必要があると認識している。

<富山県立図書館・東仙様>

本県は隣県に立派な県立図書館が建っており、本県の県立図書館もどうするのかといった議論が議会でも取り上げられている。建物も老朽化しており、新館を建ててはどうかという話も出ているが、県立図書館が今後どういう方向性で進んでいくかを考える非常に重要な局面であると認識している。そうした中でこうした研修の機会をいただけることはありがたい。

市町村立図書館はどうするのかといった議論もあるとは思いますが、一度試行的にやってみるのがよいと考える。県立図書館の今後期待される役割があり、都道府県立図書館向けの研修も新任図書館長研修会のように文科省の事業として行われるべきということが有識者会議の結論として出た場合、今後事業化されていく可能性もある。その前に1回全公図として実施し、文科省の事業につなげていくという流れを作ることもできるのではないかと。

<広島県立図書館・安部様>

対象を都道府県から市町村にも広げていくことはとても良いと思う。変化が激しい時代の中で、県立図書館がどうあるべきかについて当館も日々悩みながら運営に向かっている。図書館の中核を担っていくような職員への研修は非常にありがたい。試行的でもぜひ進めていただけるとよい。

<大阪市立中央図書館・益成様>

議長としてではなく、一市町村の館長として感じたことを申し上げる。

まず、当初の資料では都道府県立図書館を対象とした研修となっており、研修費用を市町村も納入している全公図の会費から支出することに対する説明が難しいのではないかと考えていたが、研修の対象を広げるのであれば一歩前進かと思う。市町村職員も含め、国・都道府県・市町村がどういう図書館を目指していくのか議論するのは意義がある。

ただ、大阪府立中央図書館の大庭館長からもあったが、「基準」について議論し要望するこ

とは必要だとは思いますが、研修の内容として挙げるのはいかがなものかと思う。全公図として要望していくのであれば、調査事項として、各市町村・都道府県の意見を吸い上げて要望すべきと考える。

また、令和7年度はテストケースと位置づけ、運営は講師を中心に行うということだが、研修をするにあたって事務局の負担もそれなりにあると思うので、そのあたりを十分に勘案したうえで実施することが必要である。研修を実施するというのであれば、全公図規約の第四条、第五条の改正が必要になってくるかと思われる。

開催にかかる費用として講師旅費が必要とのことだが、打合せのための旅費や、大学教授の方への報酬も必要となるのではないか。また、集合研修ということであれば、各自治体も参加者の旅費を確保する必要がある、現時点で来年度試行的にでも実施できるのか懸念している。それ以降の実施としても、体制の確立が必要である。

さらに、企業からの寄付やネーミングライツというような話もあったが、寄付依頼や、全公図の歳入手続き、寄付控除を求められた際の処理は誰が行うのかという問題がある。ネーミングライツについても、特命随意契約で行うということにはならないと思うので、募集要項や選定採用などといった作業が多々発生すると考えられる。

茨城県立図書館の小田部館長からもあったが、主催になるのかという問題もある。財源を出すならば主催か共催でないといけないという事務局の補足もあったが、その調整も必要だし、会場の確保や設備機器の準備などの研修当日の対応も大変だと思う。そのあたりの流れもしっかり考えないと難しいと考える。

#### <県立長野図書館・森様>

さまざまな意見をいただき感謝する。

財源の確保や体制については、この一年にわたって文科省に相談をしているところ。新任図書館長研修のように、受託事業のような形で企画や事務局機能を請け負ってもらえるような形を中長期的に目指していきたいと考えている。寄付を受ける場合も、その事務局が適切に処理するという想定である。

また、令和7年度については、大学教授である立場の方々も、こうした研修が必要とされている中なので、講師謝金は不要と言ってくださっている。今回必要経費として挙げたのは、旅費のみとなっている。

事務局機能については、令和7年度は講師4人でやってみるということで、それも含めての試行である。どのぐらい事務局としての負担がかかるかが判明したところで、その経費も踏まえて委託事業としていけるように、長期的に関係部署に働きかけていく予定である。

研修内容については、「基準」の見直しはタイムリーな話題であり、取り上げるのが適切とご意見と、団体として関わる場合は、団体からの意見として全員に意見照会をして出していくべきというご意見があり、両方ともその通りだと思う。研修の実施をご承認いただいた場合、もう少し切り分けて、研修としてやるべきことを明確にしていくことは可能かと考える。

#### <大阪市立中央図書館・益成様>

結局事務局はどこが担うことになるのか。将来的にはどう考えているのか。

#### <県立長野図書館・森様>

今回は講師候補者が4人（大学の先生が2人、都道府県立図書館の職員が2人）で、手分けして実施したいと考えている。将来的には、相談しながら進めていくことになる。委託事

業にできた場合は受託先が事務局機能を完全に担うことになるので、各図書館の皆様には負担はかからないことになる。

また、都道府県立図書館長の皆様に意見照会をした際にもご意見をいただいたが、現在はさまざまな事業主体が研修を展開しており、全体的な見直しや整理が必要ではないかと考える。また、既存の研修にくっつける形も考えられる。新規に研修を実施する際の負担は皆様が心配されているところで、そうしたところも含めた検討が必要だと考える。

<大阪市立中央図書館・益成様>

令和7年度は講師4名が事務局を担うということは分かったが、完全にお任せということにはならないかと思う。都立図書館も事務局として動くのであれば、対象やテーマ等についてももう少し詰める必要がある。

研修をすること自体は否定しないが、日程的に難しいのではないかと感じる。市町村の立場としては、市町村の意向も何らかの形でとる必要がある。

<事務局補足>

事務局としては、全公図は主催の一つになる提案として受け止めている。研修の企画や内容について、現時点では全公図としてはタッチしていない状態なので、事務局機能を担う名称（組織名等）も明示しての資料として要項案を整えていただきたい。

<全国公共図書館協議会会長・猪口>

事務局に関する部分については、報告事項（4）でもあったように、遠からず何らかのスクラップ&ビルドが必要であり、事務局が現在持っている事業を減らして、そこに研修をオンするというのであれば、東京都立図書館が事務局を引き受けることも考えられる。

一方、研修内容として、「基準」の見直しはやはり政治的側面が強いように感じる。広島県立図書館の安部館長もおっしゃるように、職員の能力向上に資する研修が有意義であることは意見が一致するところだと思う。森館長からは研修内容を切り分けるという話があったが、職員の能力向上を前面に出した形で研修を行い、事務局運営については森館長のご提案の形で令和7年度は実施するという提案であれば、賛同を得られやすいのではないかと感じる。

<大阪市立中央図書館・益成様>

スケジュール感をもって実施しないと、令和7年度の実施は難しいのではないかと感じる。講師4人が事務局機能を担われるとのことだが、東京都立図書館の下支えが必要になると考える。だとすると、来年度のこの時期に行うのは厳しいように思われる。

また、協議事項（2）可決後に以下の意見があった。

<大阪市立中央図書館・益成様>

私をはじめ反対意見や議論経過についてもしっかりと記録いただき、総会でも説明いただくようお願いしたい。

<茨城県立図書館・小田部様>

森館長には、令和7年度研修のスケジュール感を次の理事会で出してほしい。いつまでに募集をかけて、いつ研修を行うかというスケジュールを出さないと、各自治体で予算の執行が難しい。

<全国公共図書館協議会会長・猪口>

今回は令和7年度執行についてということで、令和8年度以降は別途理事会で議論するこ

とになる。令和7年度研修の事務局についても、森館長のご提案の内容で実施する。研修の内容については、「基準」の見直しを国への提案につなげない形にしたほうが総会で賛同を得られやすいと考える。

以上